

番号	質問	回答
13	<p>施設内の区画割を変更することは可能ですか？</p> <p>①1階の③作業室と④社会適応訓練室との間の壁の撤去 ②2階の⑤会議室と⑥作業室1・2との間の壁の撤去 ③2階の⑥作業室1・2と⑦ボランティア室との間の壁の撤去 ④3階の②作業指導室4・5と④食堂2との間の壁の撤去</p>	<p>現状の壁を撤去して区画割が変更可能な箇所や条件は次のとおりです。(募集要項付属書類の各階平面図参照)</p> <p>① 1階の③作業室と④社会適応訓練室との間 ・既存壁の撤去は、電気設備の移設や新たな防火壁の設置を伴う工事となり、市において予算措置が必要となります。 ・③作業指導室は貸館施設に指定しており、区画割の変更にはパブリックコメントを伴う条例施行規則の改正が必要となります。 以上のことから、既存壁の撤去は構造的に可能ですが、実施には指定管理者制度移行後1年以上の時間を要します。</p> <p>②・③ 2階の⑤会議室、⑥作業室1・2、⑦ボランティア室との間 施設の構造上撤去することができません。</p> <p>④ 3階②作業指導室4・5と④食堂2との間 ・施設の構造上、既存壁の撤去はできません。 ・両室の間にある指導員室と静養室の壁は撤去可能ですが、 ①同様の工事を伴い、実施には時間を伴います。</p>
14	<p>市独自のリハビリ実施回数に応じた加算について、具体的にはどのように算定されますか？</p>	<p>介護給付費におけるリハビリ加算の対象者のうち、医療的ケア判定スコアのスコアがある方について、生活介護を利用した日数に応じ加算を算定します。</p>
15	<p>個人情報の管理をクラウド上で行うことは可能ですか？</p>	<p>個人情報を管理するパソコン端末では、インターネット等での外部接続は行わないことを推奨しますが、高度なセキュリティが設定される環境であれば、事前に協議のうえ、クラウド上での管理も可能とする場合があります。</p> <p>個人情報保護法、吹田市個人情報保護条例、吹田市情報セキュリティポリシーの他、経済産業省「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン 2013年度版」等を参考にしてください。</p>

番号	質問	回答
16	<p>①送迎車のリース契約期間はいつからいつまででしょうか？</p> <p>②契約終了後は新たな車両でリース契約が更新されるのでしょうか？</p> <p>③修理が必要な場合、修理の負担は指定管理者か市かどちらが行うのでしょうか？</p>	<p>① 市が新たに追加でリースする車両は6台で、マイクロバス1台、ワゴン5台、期間は令和5年3月から令和11年2月までを予定しています。 既存リース分は5台で、マイクロバス1台（平成29年10月～令和5年9月）、マイクロバス1台（令和3年3月～令和9年2月）、ワゴン1台（平成29年11月～令和5年10月）、ワゴン2台（令和2年3月～令和8年2月）</p> <p>② リース期間終了後は、車両の状態により、新たな車両に更新するか、当該車両を引続き使用するか判断しますが、リース等費用については市が負担します。</p> <p>③ 既存リース分のうち、マイクロバス1台（平成29年10月～令和5年9月）及びワゴン1台（平成29年11月～令和5年10月）については、修理の負担は指定管理者が行います。指定管理委託料に修理費用が含まれています。 上記を除く既存リース分と新規リース分では、軽微な修理についてはリース会社が行い、車椅子リフト等の規模の大きな修理は指定管理者が行います。指定管理委託料に修理費用が含まれています。</p>